

令和3年4月26日

東京二十三区清掃一部事務組合

## 北清掃工場建替事業 環境影響評価書案説明会 におけるご意見・ご質問への見解等について

- ・ 住民説明会の開催状況  
(申込数 152名、参加者数 133名)

日 時	会 場	定員数	申込数	参加者数
10月16日(金) 午後7時30分～午後9時52分	北区立「元気ぷらざ」 第1ホール	30名	30名	25名
10月17日(土) 午前10時15分～午前11時43分	北区立「元気ぷらざ」 第1ホール	30名	30名	26名
10月17日(土) 午後2時15分～午後3時40分	北区立「元気ぷらざ」 第1ホール	30名	30名	26名
10月21日(水) 午後7時～午後7時49分	足立区 新田地域学習センター	20名	8名	8名
10月29日(木) 午後7時30分～午後9時29分	北区立「元気ぷらざ」 第1ホール	30名	26名	25名
10月31日(土) 午前10時15分～午後0時10分	北区立「元気ぷらざ」 第1ホール	30名	20名	17名
10月31日(土) 午後2時15分～午後3時30分	北区立「元気ぷらざ」 第1ホール	30名	8名	6名

- ・ 皆様からのご意見・ご質問とそれに対する見解等

住民説明会において住民の皆様からは、様々なご意見・ご質問をいただきました。いただいたご意見・ご質問の要旨と、それに対する当組合の見解等を以下にお示しします。

# 1 環境影響評価について

## (1) 全般

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	焼却炉の解体時に汚染物質が飛散する可能性に対する影響度の予測や対策がなされているのか。	<p>解体時の影響は、予測に含まれています。</p> <p>汚染物質の飛散対策としては、建物自体を利用して焼却炉を密閉した後、小型の建設機械等を用いて焼却炉等のプラント設備を解体し、その後、建物を解体する工法などがあります。</p> <p>なお、焼却炉等のプラント設備の解体については、今後、請負者が決まってから詳細な工法が決まります。</p>
2	工事中に測定をして、その結果を比較するということだが、これはどのように住民に公表、説明するのか。	<p>工事中の測定は、以下のとおりです。</p> <p>1点目は、環境影響評価手続としての測定で、解体及び建設工事の工程で影響が最大になる時期、例えば騒音・振動であれば解体用の建設機械が一番多く配置される時期に測定します。その測定結果と今回の環境影響評価の予測値と比べ、環境影響評価の値を超えないように工事を進めていきます。</p> <p>これらの測定結果は、環境影響評価手続の中で、事後調査報告書として東京都に提出した後、環境局のホームページで公表されます。</p> <p>また、建替協議会※を通じてお知らせしていきたいと考えています。</p> <p>2点目は、工事中にリアルタイムで騒音・振動を測定し、測定結果を表示するモニタの設置を予定しています。工事中に規制値を超えた場合は、一旦工事を中止し、対策を行ってから工事を再開します。</p> <p>※ 建替協議会：地域住民、北区及び清掃一組の三者の委員により構成される協議会です。ご意見・ご要望を受ける場として設置・運営しています。</p>

## (2) 大気汚染

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	煙突の解体によるダイオキシン類の飛散やアスベストの飛散も、この環境影響評価の工事中の予測に入れるべきではないのか。	<p>ダイオキシン類については、煙突において測定している排ガス中のダイオキシン類濃度が非常に低いことから、付着していないと考えています。ただし、解体工事を行う前に確認してから作業を行います。</p> <p>アスベストについては、建物の外壁に含有されていないことを調査により確認しています。工場は現在も稼働していますので、確認できないところについては、解体工事を行う前に確認してから作業を行います。</p>
2	煙突の高さが120メートルという計画だが、もし150メートルならば、より排ガスが拡散して環境にとって好ましいのではないのか。	煙突を高くすると汚染物質は、高くした分、拡散し、希釈されますが、景観や日影などへの影響も考えられますので、既存と同じ高さで建替えを計画しています。
3	本日の配布資料の大気汚染の最大予測濃度は間違いではないか。環境影響評価書案では、上層逆転層が発生した場合の短期予測は、この最大予測濃度を上回る数字が記載されていた。	<p>配布資料の最大予測濃度は、東京都環境影響評価技術指針に基づき、通年の平均値から算出した値です。</p> <p>環境影響評価書案に記載した短期の最大予測濃度は、一時的に地表付近の濃度が高くなる可能性がある気象条件でシミュレーションを行い算出した値です。この予測濃度についても、1時間値の環境基準等を下回ることを確認しています。</p>
4	環境影響評価では粉じんの基準はないのか。	環境影響評価では、工事中の粉じんの基準はありませんが、敷地境界で粉じん濃度のモニタリングを行い、周辺環境に影響が出ないように管理していきます。
5	工事中の大気汚染について、近隣には小学校等があるため、粉じんには十分配慮して工事を行っていただきたい。	

## (3) 悪臭

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	悪臭について工事中の評価がされていないのはなぜか。	解体工事を行う前に、ごみバンカ内の清掃を行います。そのため、工事中の悪臭は発生しませんので、予測に含めていません。

(4) 騒音・振動

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	解体工事の振動について、住宅地に近い北側ではなく、なぜ西側で最大となるのか。	予測は、解体工事期間中において、敷地内に建設機械が一番多く配置される時期を想定して行っており、西側の解体工事を行っている時期が多く建設機械が配置されるため、最大になると予測しています。
2	西側、北側の住宅地で予測場所を増やしてほしい。	予測が最大となる敷地境界において、測定を行います。
3	建設機械の騒音・振動の評価について、平均値ではなく、瞬間値で予測するべきだ。	予測方法については、実際に工事を行っていないので、瞬間値では予測できません。 予測については、東京都環境影響評価技術指針に基づき建設機械の騒音・振動値を用いて予測しています。
4	工事用車両及びごみ収集車両等の騒音が環境基準70デシベルに対して、予測結果が72デシベルと上回っている。基準値以下の数字をどのようにしたら出せるのかを考えていくべきである。	工事用車両又はごみ収集車両等の騒音は、一般車両も合わせた全通行車両で予測しています。現状で72デシベルであり、予測結果の72デシベルと同じ、環境基準70デシベルを超えています。全通行車両は、一般車両が97%以上で、工事用車両又はごみ収集車両等は3%以下という割合でした。工事用車両又はごみ収集車両等については、制限速度の遵守を注意喚起し、騒音の低減に努めます。

(5) 土壌汚染

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	土壌汚染について、全て基準値内ということだが、できれば具体的な数字を出してほしい。	説明会では、全体の概要を紹介させていただきました。個々の数値等は、評価書案に記載していますので、当組合ホームページで掲載しています評価書案をご覧ください。
2	今回の土壌汚染調査は表層土なのか、深層土なのか、サンプリング条件を教えてください。	植栽帯などの土壌が採取できる場所の深さ50センチを幅5センチの円柱状でくりぬく形で調査しています。
3	今回の土壌汚染調査で不検出ということだが、アスファルトの下の土壌まで検査しているのか。	アスファルトの下などの採取できない土壌については、解体工事を行う前に、関係機関と協議を行った上で調査を行っていきます。
4	封込め槽の上が緩衝緑地になっているので、上部にコンクリート等の堅実な遮水層が設けられているのか	封込め槽には、平成5年当時の東京都の基準の値を超えた土壌が封じ込められています。 封込め槽は、鉄筋コンクリート槽又は鋼矢板及び遮水

	うか、断面的なところを教えてください。	シートで溶出量及び含有量の基準値を超過した土壌を封じ込め、健全な土壌に接することはない構造となっています。 なお、封込め槽の下部は約2mの地盤改良を行い、汚染物質が触れることがないように上部は、約2mの覆土を行っています。
5	封込め槽は緩衝緑地の地下2メートルにあるので、50センチの測定ではなく、2メートル以上の深さを調べてほしい。	土壌調査については、今後、関係機関と協議の上、土壌汚染対策法等に基づいて調査を行っていきます。
6	封込め槽について、現在、地下水の汚染を測る井戸が2か所あるはずだが、定期的に検査をしているのか。	封込め槽の近くにある井戸については、毎年1回水質測定をしており、汚染物質の流出がないことを確認しています。 工事期間中も近くにある井戸の水質測定を行い、確認していきます。
7	昔の資料では封込め槽に息抜きのパイプがついていたと思うが、息抜きのパイプは、何か変な気体が出るかもしれないという予測のもとにつけてあるはずで、説明に整合性がないのではないか。	現工場の建設当時に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく埋立処分場に関する構造基準に準拠して、空気抜き管を設置しました。封込め槽の中に汚染土壌を封じ込める際に、薬剤で安定化処理をした上で封じ込めていますので、この管から中の汚染物質が漏れてくることはないと考えています。
8	封込め槽について、今回の工事では撤去しないとのことだが、新たに再整備して緩衝緑地にするのであれば、住民感情からすれば撤去してもらいたい。	現行計画においては、封込め槽に影響を与える工事は想定されていないため、新たに土壌汚染を拡散させる恐れはありません。

## (6) 地盤

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	大規模地震のときの地盤への影響はなぜ評価していないのか。	環境影響評価制度では、地震時の地盤への影響は評価していません。

## (7) 日影

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	煙突の日影について、配慮していただきたい。	煙突による日影の影響を拡大させないため、現在と同じ高さとしており、日影に配慮した計画としています。

(8) 自然との触れ合い活動の場

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	現場事務所を建てるために緩衝緑地の既存樹木を伐採して再整備することだが、自然との触れ合いについて、どのように配慮していただけるのか。	既存の樹木等については、今後、調査等を含めて検討していきます。 また、今後の計画については、北区と協議して対応していきます。
2	落ち葉等の管理の問題があると思うが、緩衝緑地や清掃工場の周りに緑をできるだけ増やしてほしい。	

(9) その他

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	工事用車両の通行する時間帯と予測の最大台数をお伺いしたい。	工事用車両の通行する時間帯は、午前7時から午後7時の間です。最大となる日の予測台数は、1日当たり287台と予測しています。 なお、工事期間中で一番多くなる時期の中でも287台となる日が、続くわけではありません。
2	工事用車両の経路は南・北・西側の道路の使用を完全に禁止してもらいたい。	原則、工事用車両の経路は、北本通り（東側）からになります。
3	ごみ収集車両による交通渋滞にはどのように対応するのか。計画されている補助86号線は通行するのか。	ごみの搬入計画によって変わってきますので、北区とも連携して交通渋滞が起きないようにしていきたいと考えています。 なお、新工場においても、ごみ収集車両は、現状と同様に北本通り（東側）から進入する計画となっています。

## 2 建替事業について

### (1) 事業計画に関すること

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	<p>現工場が600トン×1炉で、新工場が300トン×2炉となっている。工場自体の広さ、処理能力は変わらないのに2炉にする理由は何か。</p>	<p>焼却炉は1年に1回約2か月間定期的なメンテナンスを行っています。</p> <p>焼却炉が1炉の場合、メンテナンス中は全く焼却ができなくなります。2炉の場合、1炉ずつメンテナンスを実施し、残りの1炉でごみを焼却することができます。共通設備の工事で2炉とも停止する期間もありますが、焼却炉をすべて停止する期間は短くなるため、ごみの焼却ができない期間も短くなります。</p> <p>そのため、新しい北清掃工場は焼却炉を2炉設置する計画としています。</p>
2	<p>新旧の工場の排ガス処理設備の違いを教えてください。</p>	<p>新工場の排ガス処理設備は、基本的に現工場と同じ仕組みで排ガス処理を行います。新工場では、排ガスの処理性能の向上に伴い、設備も大きくなる計画です。</p>
3	<p>新工場の排ガス処理設備は基準値を満たすだけでなく、さらにいいものを造ってほしい。</p>	<p>排ガスの基準値は、現工場も法令等の基準よりも厳しい自己規制値を設けて操業しています。新工場では、設備性能の向上に伴い、さらに厳しい自己規制値とすることで、環境への影響を少なくしていきます。</p>
4	<p>ダイオキシン類対策として焼却炉で800℃以上で処理するというのは過剰な設備投資なのではないか。</p>	<p>ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法等で燃焼温度は800℃以上と定められており、それに対応した設備となっています。</p>
5	<p>ごみ発電と太陽光発電について、現工場と新工場の違いは何か。</p>	<p>ごみ焼却時の熱を利用したごみ発電は、現工場で1万1,500キロワット、新工場で約2万キロワットと発電効率が向上します。</p> <p>太陽光発電設備は、現工場にはありませんが、新工場では屋上に約40キロワットの太陽光発電設備を設置する計画としています。</p>
6	<p>雨水流出抑制槽は、地下水を処理するためのものか。</p>	<p>雨水流出抑制槽は、降雨時に雨水が敷地外へ急激に流出しないように一時的に雨水を貯める水槽です。</p>
7	<p>雨水流出抑制槽の容量はどのくらいか。時間雨量でどのくらいの雨に対応できるのか。1時間当たり何ミリの雨水まで対応できるのか。</p>	<p>これは、北区の雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱に基づき設置するもので、容量は約1,200立方メートルになります。</p> <p>対応雨量については、指導要綱に基づき、1時間ではなく1日当たりの合計で60ミリの雨水を貯留できる容量としています。</p>

8	臭気対策について現工場と新工場の比較がないが、新工場で変わった点があれば教えてほしい。	臭気対策については、基本的には現工場と同じ対策を取っていきます。
---	---	----------------------------------

## (2) 入札手続きに関すること

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	全覆い仮設テントと同等の防止策をするよう発注仕様書に明記してもらいたい。	解体工事に際しては、関係法令等を遵守するとともに、周辺環境に配慮した粉じん対策とすることを入札手続にて配布する仕様書に記載します。
2	ワイヤーソーや全覆い仮設テントを発注条件に、企業を募集することができるのではないかと。	清掃工場の建替工事の発注条件は、総合評価落札方式を採用しています。総合評価落札方式は、各企業の技術力を評価する技術提案の評価点と価格の評価点から、総合的に判断をして業者を決める方法で、国及び他自治体でも採用されている方法です。 提案の自由度を制限しないように、特定の施工方法を発注条件にはしていません。
3	設計図面はできていないということだが、外観のイメージ図、建物の大きさ、排ガス処理性能のデータが出ているということは、ある程度できていないのではないかと。	環境影響評価書案の図面等は、建替計画の素案及び周辺環境の予測・評価する上で必要であるため、作成しています。 新工場では、建替計画及び環境影響評価書を基に、改めて設計図面を作成することとなります。

## (3) 災害に関すること

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	工場は発電をしているので、災害時に近隣住民に携帯電話の充電等で電気を提供できる設備を設置してほしい。	大規模災害発生時における地域防災対策として、一時避難者のための電源の提供を計画しています。
2	ハザードマップ上の洪水の危険について、どのような対策を行うのか。	プラットフォームを周辺の地盤から1メートルかさ上げするとともに、必要な箇所に止水板等を設置するなどの対策を行っていきます。
3	大地震が発生してインフラが途絶したときに、焼却炉及び排ガス処理設備は稼働しているのか。	清掃工場は、大きな地震を感知すると焼却炉を自動で停止するようになっています。さらに、外部電源が断たれても、焼却炉や排ガス処理設備を安全に停止させるための非常用発電設備を設置しています。 また、排ガス処理設備は、装置の出入口で排ガスの流れを止めることができるため、外に排ガスが漏れ出すことはありません。

(4) 工事に関すること

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	工場を解体するときに汚染物質が風などで飛び散ることはないのか。	解体工事の前に、ごみや焼却灰などを取り除く解体前清掃を行います。また、プラント設備の解体においては、建物を利用して密閉対策を行った上で解体を行います。これらの対策により、汚染物質の飛散はありません。また、ダイオキシン類及びアスベストについては、解体前、解体中、解体後に敷地境界で測定を行い、飛散が無いか、状況の確認を行います。
2	煙突の解体でワイヤーソーを使用するということが、煙突は高さがあるので粉じんが拡散した場合、範囲も広がるのではないかと。粉じんの対策はどうなっているのか。	当組合では、煙突の解体の際には、上部の作業場所を囲い、さらに、散水しながら解体を行ってきた実績があります。仮にワイヤーソーで煙突を解体する場合には本工事と同様の対策を行っていきます。
3	工事中に散水した水や工事車両のタイヤを洗浄した水は汚れているのではないかと。	タイヤ洗浄などの工事で使用した水は、敷地内に濁水の処理装置を設けて排水する計画です。
4	周辺の解体工事でも風向きにより粉じんが来る。清掃工場の解体では汚染物質への対策もされているとのことだが、毎日の風向きでも違うので、しっかり対応してほしい。	当組合の建替工事では、工事期間中に東西南北の敷地境界で粉じん計を設置してモニタリングをしています。詳細については、今後検討していきます。また、当組合職員が監督員として常駐して工事状況を確認することで、粉じん対策についてもご迷惑をかけないように工事を進めていきます。
5	北清掃工場の建替工事で職員を常駐させるというのは、全覆い仮設テントを設置しないことへの反対や苦情への対応を想定してのことか。	当組合で行った建替工事では、全て当組合職員が監督員として常駐しています。監督員は工事状況の確認のほか、住民の皆様からの苦情やご意見等を伺い、対応していきます。
6	新工場のしゅん工後に、騒音・振動などがあつた場合、住民からの苦情にはどのように対応するのか。	現在と同様に、住民の皆様からの苦情は当組合職員が対応していきます。
7	令和4年度から令和11年度の工期の中で、解体工事期間はどのぐらいなのか。	工場棟地下部の解体工事と合わせて新築の工場棟地下部の掘削工事を進めていくため、令和8年度頃までを予定しています。
8	建設工事をするゼネコンが決まったら、工事を始める前に工事協定書を結んでほしい。	建替協議会 <sup>※</sup> で協議していきたいと考えています。  <sup>※</sup> 建替協議会：地域住民、北区及び清掃一組の三者の委員により構成される協議会です。ご意見・ご要望を受ける場として設置・運営しています。

9	建替工事期間中は、騒音・振動など基準値を超えた場合、工事を中止するのか。	規制値を超えないように工事を進めていきますが、超えた場合には、工事を中断し、その原因を確認した上で対策を講じてから工事を再開していきます。
10	工場周辺の住民が健康被害を受けたら、だれが責任を持つのか。	工場建替工事において起因することが明らかになった場合には、適切に対応していきます。
11	工事中のモニタリングについて、敷地境界ではなく、近隣住民に必要な場所に設置していただきたい。	工事中のモニタリングについては、敷地境界で最も大きな値が出ることから、敷地境界で確認をしていきます。 なお、工事による騒音・振動などのご意見等は、当組合職員が監督員として常駐し、対応していきます。
12	近隣の小中学校の登校時間中に工事車両が通るのであれば、ガードマンの配置など、より安全に子供たちが通行できるよう対応していただきたい。	工事用車両の通行状況を見ながら、ガードマンの配置等により安全を確保していきます。
13	大型車両が通行することによって、周辺の道路にわだちができた場合、対応していただけるのか。	本事業による影響が明らかな場合には、建替工事の中で対応していきます。
14	前工場の解体時にネズミや害虫が周りに拡散したことがあったが、今回はどういう対策を取るのか。	ネズミ等については、解体工事を行う前にごみバンカ内の清掃を行うことから、その中で対応していきます。
15	近隣の家屋調査は実施するのか。	家屋調査について、当組合で行った建替工事では、敷地境界から30メートルの範囲の建物について、調査を行っています。本事業においても、同様の範囲を予定しています。 詳細については、解体工事説明会でご説明していきたいと考えています。
16	アスベストについて、工場内はいつ頃、どのように確認するのか。	現工場のプラント設備については、今調査できている範囲では、アスベストが含有されていないことを確認しています。今後、見つかった場合には、法令等に基づき、適切に処理していきます。
17	床材、Pタイルなどにはアスベストは含まれていないのか。	また、床などの建材については、今後、調査していきます。
18	地下のスラブ(床版)、基礎、杭は全部壊すのか。	工場棟地下部のく体は、建替時に支障となるため、解体、撤去します。杭については、今後検討していきます。

(5) 還元施設に関すること

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	元気ぶらざは、工事中は利用できなくなるのか。新工場になっても残るのか。	北区の施設に関することですので、ご意見があったことを北区に伝えます。
2	清掃工場に地域住民のために24時間出せるようなごみの集積所のようなもの設置してほしい。	北区の収集・運搬に関することですので、要望があったことを北区に伝えます。
3	新工場の発電能力は現在の約2倍となる計画で売電収入も上がると思うが、地元への還元があるのか。	当組合は、主に23区からの分担金により運営されています。売電収入の増加等により、当組合の財政状況が良くなれば23区の分担金が軽減され、皆様に貢献できると考えています。 また、新工場においても現在と同様に地元の元気ぶらざに熱供給をしていく計画です。
4	杉並清掃工場にある周辺を歩ける散歩道のようなものも考えてほしい。	建替協議会※等でご意見・ご要望を伺っていきます。
5	工場建設から今までの歴史の資料室みたいなものを一画に造ってほしい。	※ 建替協議会：地域住民、北区及び清掃一組の三者の委員により構成される協議会です。ご意見・ご要望を受ける場として設置・運営しています。

(6) 全覆い仮設テントに関すること

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	他工場は全覆い仮設テントをかけられて、北工場はかけられないのか。	全覆い仮設テントの設置について、検討をしてきましたが、現状では、下記の課題があり、技術的に設置が困難と判断しています。
2	全覆い仮設テントができるように検討しているのか。	1点目の課題は、工場敷地の地下に下水道が通っており、大型の仮設テントを支えるための基礎が設置できないということです。 下水道の移動を下水道局と協議しましたが、下水道局からは移設できないという回答でした。 2点目の課題は、幅が90メートル超の大型テントが必要となり、現段階ではこれだけの大型のテントはないと考えています。 3点目の課題は、テントの大きさと形状で、四角形のテントでは当組合の土地から南東側の消防署の土地へはみ出すような形になり、それを避けようと斜めの形状

		<p>にした場合、斜めにした部分が台風や地震等に対して十分な強度を得るものが難しいと判断しました。</p> <p>また、南東側の消防署との土地交換について、消防庁と協議をしましたが、下水道が埋設されていることからできないとの回答でした。</p> <p>なお、飛灰搬出設備棟の解体においては、全覆い仮設テント等で覆って解体する計画としています。</p>
3	全覆い仮設テントができない理由が解決できれば、全覆い仮設テントは設置するのか。	前述の課題があり、現状では技術的に全覆い仮設テントの設置が困難と判断しています。
4	工期をかければ、全覆い仮設テントをかけることができるのではないか。	当組合では23区内のごみ処理を円滑に進めるために将来のごみ量予測をしたうえで、全体の施設整備計画を立てています。この中で、耐用年数を迎える工場を順次計画的に建て替えなければならない、北清掃工場建替もその時期に計画どおりの工期で行う必要があります。
5	全覆い仮設テント若しくは同等の方法で工事をしてほしい。	今後、作成する仕様書等で、騒音、振動、粉じん対策を検討し、計画していきます。
6	工場棟の解体には、ワイヤーソーも使いながら、できない部分はテントをかけるなど、柔軟に考えてほしい。	<p>工場棟の解体方法については、今後、ワイヤーソーを含めて詳細に検討していきます。</p> <p>なお、煙突の外筒には、テントをかけることができないので、ワイヤーソーを使って解体した実績があります。</p>
7	工場棟の地下部分の解体について、どのように粉じん対策を行うのか。	工場棟地下部及び杭についても、騒音、振動、粉じん対策を今後検討していきます。
8	基礎と杭の解体について、騒音・振動対策はどのように行うのか。	
9	工場敷地内の下水道管とはどういったものか。	<p>現在も使用されている公共下水道になり、幅約4m、高さ約4mの鉄筋コンクリートで築造されています。</p> <p>敷地南東側の構内道路の地下に埋設されています。</p>

### 3 その他

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解等
1	今回ビデオカメラの撮影・録音を禁止されている。過去にもビデオ撮影をしてきており、撮影・録音させてほしい。	過去の説明会において、プライバシーに配慮してほしいといったご意見もありましたので、禁止とさせていただきました。
2	評価書案について、ホームページ上では膨大なデータになるので、元気づらぎなど管理できる場所で自由に見られるようにしてほしい。	縦覧期間は、北清掃工場等に冊子を置き、どなたでも自由に見られるようにしていました。（縦覧期間：令和2年10月5日～11月4日） ※現在は、当組合ホームページにてご覧いただくことが可能です。